

自立支援医療（育成医療）



身体に障害がある児童、又は必要な医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童で、手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる方に対し、医療費（保険診療分）の一部を助成する制度です。

● 対象

18歳未満の児童で以下の障害のある方

1. 肢体不自由
2. 視覚障害
3. 聴覚・平衡機能障害
4. 音声・言語・そしゃく機能障害
5. 心臓機能障害
6. 腎臓機能障害
7. 小腸機能障害
8. 肝臓機能障害
9. その他の先天性内臓障害
10. 免疫機能障害

● 助成内容

- ・医療費（保険診療分）の一部が助成され、原則1割が自己負担となります。
- ・世帯の住民税や所得に応じて、負担上限月額が設けられています。

所得区分	負担上限月額
生活保護	0円
低所得1（区市町村民税非課税世帯で、ご本人または保護者の収入が年80万円以下の方）	2,500円
低所得2（区市町村民税非課税世帯で、ご本人または保護者の収入が年80万円を超える方）	5,000円
中間所得層（区市町村民税課税世帯で、所得割が3万3千円未満の方）	10,000円
中間所得層（3万3千円≤区市町村民税課税世帯（所得割）<23万5千円の方）	10,000円
一定所得以上（区市町村民税課税世帯で、所得割が年23万5千円以上の方）	助成の対象外 ※高額治療継続者（「重度かつ継続」）に該当する場合は、助成あり。

※この場合の世帯とは同じ健康保険に加入している家族です。

※詳細は各自治体の担当窓口でお尋ねください。

※「重度かつ継続」の範囲について

- ・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方。
- ・健康保険の高額療養費の多数該当にあたる方（直近1年間に高額療養費に3回該当）。

● 申請窓口

各自治体の担当窓口（区市町村役場）

● 手続き方法

- ① 主治医に自立支援医療の対象となる治療かどうか確認してください。
- ② 対象となる場合、申請窓口へ必要書類（申請書・自立支援医療意見書等）を取りに行きます。
- ③ 当センター1階文書受付へ意見書を提出し、担当医師に意見書の作成を依頼します。
(文書料金はかかりません。)
- ④ 意見書ができあがりましたら、必要書類（申請書・意見書・世帯調書・所得に関する証明書等）をそろえ、申請窓口へ提出します。
- ⑤ 自立支援医療（育成医療）の給付が決定すると受給者証と自己負担上限額管理票が交付されます。

● 受診をする時

受給者証が届きましたら、入院時に1階入退院受付に提示してください。

● ご注意頂きたいこと

- 申請は原則として手術前に行う必要があります。自立支援医療（育成医療）に該当する治療を行うことが決まったら、できるだけ早く手続きを行ってください。
- 認定された疾患以外の治療費や入院時の食事代、健康保険対象外の費用（差額室料など）については給付の対象になりません。
- 自立支援医療（育成医療）は指定医療機関でのみ利用が可能です。当センターは指定医療機関です。

国立成育医療研究センター 医療連携・患者支援センター
ソーシャルワーカー TEL03-3416-0181（代表）

（2017.1改）